

記入例

研究員技術的支援依頼書

令和〇〇年××月□□日

宮城県産業技術総合センター所長 殿

〒 981-0907

住所又は所在地 仙台市泉区明通 2-2

氏名又は名称 センター株式会社

電話番号 022-377-8700

納入通知書及び適格請求書の送付先になります。
法人の場合は法人名を御記入ください。

下記のとおり産業技術総合センターの研究員技術的支援を受けたいので依頼します。

記

技術 課題名	新商品開発に向けた試作品の評価		
希望 する 技術 内容	支援事項 〇×測定装置による測定 △△シミュレータによる解析	具体的支援内容 ・〇×測定装置の使用 방법에係る指導 ・△△シミュレータによる解析 ・収録データの解析に関する助言	備考(確認事項等)
期間	令和〇〇年 11 月 1 日頃～令和〇〇年 11 月 15 日頃 (約 15 日間)		
場所	☒ センター ☐ 依頼者関連施設等 ☐ 他()		
その他 支援に 必要な 事項	その他の依頼	☐ 減免申請 ☐ 特別消耗品() ☐ 光熱水 ☐ 県外への研究員派遣()	
	成 果 品	報告書(☐ 必要・ ☒ 不必要) 一次	
	企業担当者	部署名: ☐ 開発部 電話番号: 022-377-8700	
	確認事項	1 支援に特別に必要となる、消耗品 2 報告書、一次データ(試験結果、工程等に採用する場合、報告書の重 3 実施に伴う知的財産の取扱い、別に協議を行います。 4 知り得た秘密情報の守秘義務を遵守し、本目的以外に使用しません。 5 報告書の内容を転載する場合は事前に依頼者から連絡します。	
	その他	☒ あらかじめ使用料等の額を算定できないため、後納を承認されるよう申請します。 ※ 該当する場合は、チェックを入れてください。	

依頼書提出時に使用時間等が確定出来ず、使用料等を事前に決定出来ない場合、ここにチェックを入れて依頼することで、支援終了後に金額を決定する処理をします。この場合は納入通知書での納入のみとなります。キャッシュレス決済は御利用いただけませんので御注意ください。

所要額 (計算基礎は裏面のとおり)	☐ 確定額合計(依頼時に金額が確定しています) ☒ 概算額合計(事後に金額を確定します) 124,000 円
支払方法	☐ キャッシュレス決済(確定額での依頼時のみ) ☒ 納入通知書

(注)1 依頼にあたっては担当に御相談ください。 2 消せない筆記具で太枠内を御記入ください。 3 該当する□に印を付してください。 4 確定額を納入通知書又はキャッシュレス決済で納入してください。 5 本依頼に係る所要額は、上記「確定額合計」の金額となります。ただし、あらかじめ使用料等の額を算定できないため後納を申請した場合は、支援終了後に所要額を決定します。

以下の※欄は記入しないでください。

※ 決 裁	所長	副所長	部長	総括	班長	担当者	産技セ	備 考	
							(支)第 号	確定日	/ /
							(減)第 号	確認者	
								(積)第 号	

〈収受印〉

様式第4号(第5条関係)

(裏)

以下の※欄は記入しないでください。

(※)事前の相談で、解決方法及び費用について担当研究員から提案します。

	区 分	内 容
※ 計算 基礎	使 用 料 (施設、機器)	○×測定装置 @4,000 × 5 時間 = 20,000
		△△シミュレータ @1,000 × 30 時間 = 30,000
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
	手 数 料 (試験分析、 研究員技術的 支援、研修員 受入)	研究員技術的支援 @3,700 × 20 時間 = 74,000
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
	実費負担金 (特別消耗品、 光熱水費、 県外旅費)	@ × =
		@ × =
		@ × =
		@ × =
合 計		① +②+③ 124,000 円
算出 根拠	1 使用料、手数料については、産業技術総合センター条例施行規則(平成11年宮城県規則第69号)に定められています。 2 特別消耗品及び光熱水費は、当センターが購入した価格を案分しております。 3 県外の旅費については、職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号)の規定によるほか、産業技術総合センター県外旅費の取扱要領で定められています。	
備考	法人名以外の部署名・担当者氏名等はここに御記入ください。	